

令和8年1月9日(金)午前9時30分より、1月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地転用計画変更承認申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第3号 農地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)
議案第4号 農地利用集積促進計画(案)について(令和8年2月始期)
議案第5号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和8年2月10日(火) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 2番 平城寿永 3番 棚町泰 4番 中原信介
5番 辻広幸 6番 成富敬子 7番 原稔 8番 中山忠文
9番 白石季丈 10番 大石功一 11番 柳繁彰 12番 秋吉良一
14番 平田雅治 15番 平田秀樹 16番 青木照 17番 棚町和徳
18番 中野浩行 19番 高木晋介

【欠席委員】 13番 重松栄一

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 南 美栄子

議長 柳 本日の議事録署名人は18番、19番の方をお願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名18番、19番)

議案第1号 農地転用計画変更承認申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 外6名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地利用集積等促進計画における所有権移転について(推進機構)

議案第4号 農地利用集積等促進計画(案)について(令和8年2月始期)

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は倉庫及びカーポートです。

変更の理由としまして、倉庫とカーポートをそれぞれ建築予定であったが、建設資材の物価高騰が続いており、当初の建物では費用がかさむ事態になったため、建物面積を縮小せざるを得なくなったということです。着工が令和7年6月15日で変わりませんが、完工が令和8年1月31日から6月30日に変更になっております。造成面積は161㎡で変わりませんが、建物の棟数が2棟から1棟、建築面積が69.4㎡から32.67㎡に変更になっています。計画に変更があったため区長から改めて水利承諾をもらっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 高木委員 今説明がありましたが、単純に物価高騰によって予算が合わなくなったという理由です。特に問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第2号の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3-1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 3-1番は田2筆4, 661㎡の売買で、全体で■■■■円です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

14番 平田雅治委員 特に問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成ですので、許可となりました。

続きまして、議案第2号3-2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3-2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 3-2番は田1筆1, 523㎡の売買で、全体で■■■■円です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

7番 原委員 申請者はもともと●●区の方で〇〇市に嫁がれて営農されています。その関係で●●区でも農業をするということです。

議長 柳 担当委員さんは問題ないとのことですが、皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可となりました。

続きまして、議案第2号3-3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3-3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 3-3番は畑2筆837㎡の売買で、全体で■■■■円です。

議長 柳 担当委員は私ですが、この農地の所有者が亡くなられたそうで、申請者が使いますということです。特に問題ありません。

皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可するこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可となりました。続きまして、議案第2号3-4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3-4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 3-4番は畑1筆113㎡の売買で、全体で■■■■円です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

16番 青木委員 申請者のお母さんが長く施設に入ってあって、その農地があるのをお母さんから聞いておらず、娘さんも全く知らなかったということです。相続する際に初めてわかったという状況です。特に問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可となりました。

続きまして、議案第2号3-5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3-5番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 3-5番は田5筆1,467㎡の売買で、全体で■■■■円です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

12番 秋吉委員 もともと借りて耕作してあったので。亡くなられたので名義を変えて買うということです。問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可となりました。続きまして、議案第2号3-6番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3-6番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 3-6番は畑1筆と田2筆の770.94㎡の売買で、全体で■■■■円です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

15番 平田秀樹委員 1筆はものすごく細くて狭いのですね。

事務局 辻 はい、2㎡ほどですので、図面では薄く線に被っている部分です。

9番 白石委員 農地として買ってからすぐには違う目的で使ってはいけないんですよね。

事務局 辻 一作も作らずに転用したり、人に貸したり、売買したりした場合、次の3条の申請をした時に引かかるケースが出てきます。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可となりました。続きまして、議案第2号3-7番の説明をお願いします。

事務局 辻 3-7番から3-9番は、全部同じ方が贈与されますので、一括での説明でもよろしいでしょうか。

議長 柳 はい、わかりました。一括での説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3-7番,3-8番,3-9番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 3-7番は畑1筆250㎡、3-8番は田797㎡、3-9番は畑293㎡、全て贈与です。

事務局 辻 事務局が聞いた内容としましては、ここは遊休農地で木が生い茂っていたり、中にゴミがあつたりして処理が大変なため、贈与でということです。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

15番 平田秀樹委員 近くの農地は申請者の●●さんが耕作されてありますし、重機を使ってきれいにされるとと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。3-7番、3-8番、3-9番について申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可となりました。それでは、議案第3号にまいります。1番から2番は関連がありますので一括で説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1,2番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については、田1筆1,738㎡の売買で■■■■円です。
2番の方が購入される案件です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。次に議案第3号の3番の説明をお願いします。

事務局 辻 3番から6番の分を7番の方が購入するということです。

議長 柳 はい、では3番から6番の分を7番の方が購入ということですので、一括での説明をお願いします。

<事務局 議案第3号3番~7番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番については、田4筆5,628㎡の売買で■■■■円。
4番については、田1筆1,657㎡の売買で■■■■円。
5番については、田1筆1,723㎡の売買で■■■■円。
6番については、田1筆958㎡の売買で■■■■円です。
7番の方が購入される案件です。

3番から6番までの合計で対価■■■■円で、経費が■■■■円、
合計■■■■円です。

議長 柳 反当■■■■円ですか。

事務局 辻 いいえ、反当■■■■万円くらいです。

4番 中原委員 もともと貸し借りしてあったのですか。
事務局 辻 はい、もともと●●さんが大半借りてありましたが、解約をされて、今回この申請者が購入されるということです。
議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数ですので許可相当となりました。
 続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について(一括契約)申請内容説明>

事務局 辻 3件ございますが、●●さんから〇〇さんへの使用貸借となります。今まで農地法第3条の許可で貸し借りが行われていましたが、期間が令和8年2月で終了するため、その後は農地法ではなく機構法に変更するということです。
議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。申請どおり問題ないと思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で問題なしとなりました。続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号1番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については632㎡と426㎡の田2筆の売買希望です。農地区分はいずれも青地です。この案件は、令和3年、4年にも出されておましてなかなか決まらなかったため、改めてあっせん申し出をされたものです。金額の希望はありません。
議長 柳 これについてあっせん委員は、重松委員と原委員とでお願いできますか。
議長 柳 続きまして議案第5号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号2番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番については542㎡の畑1筆、農地区分は青地です。売買希望ですが、希望があれば譲りたい。荒れている農地で、譲る場合は、整備もしたいということです。
10番 大石委員 藪のようになっている所ですね。
事務局 辻 毎年遊休農地として挙がっています。
議長 柳 あっせん委員は、重松委員と原委員をお願いします。まわりの農地の耕作者に声を掛けてください。続きまして、議案第5号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号3番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番については2,094㎡、892㎡、34㎡、687㎡、296㎡の5筆の田で、農地区分は4筆が青地で、687㎡の分が農振地域外で、売買希望です。今まで●●さんが借りて耕作してありました。●●さんとの利用権設定の期間が終了するので、売買するということになりましたが、●●さんは、「買わない」と言っています。

- 5 番 辻委員 農振地域外とありますが、どう農振地域外というのはどういうものですか。
- 事務局 辻 この場所は都市計画の用途地域内で農振地域外になっていますので原則転用ができるところです。隣の農地はなぜ農振農用地なのかと言いますと、水路をまっすぐに整備する時に、ほ場整備の計画に入っていたようで農振農用地になったようです。
- 15 番平田秀樹委員 そこにある橋が小さな橋で、トラクターがぎりぎり入るか入らないかの狭さですもんね。
- 事務局 辻 この案件は、〇〇司法書士事務所が相談を受けてありますが、「買うという方がいればそちらに話してください」と言われていました。5筆全部セットでの売買希望です。
- 議長 柳 あっせん委員は、平田雅治委員と平田秀樹委員、白石委員にお願いしたいと思います。難しいと思いますがよろしくお願ひします。続きまして、議案第5号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号4番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

- 事務局 辻 4番については借入希望で、希望地区は本郷、甲条、春日、栄田、稲数地区で経営形態は野菜です。この方は、新規就農の方ですが、今まで町外の農業法人で働かれていました。農地も既に借りてありますが、まだ借りたいとのこと。
- 5 番 辻委員 農地が近く、時々お会いすることもあるので、聞いてみましょうか。
- 議長 柳 あっせん委員は辻委員と白石委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひします。
- 続きまして、議案第5号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号5番 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

- 事務局 辻 5番については借入希望です。大刀洗校区で3反以上の借り入れを希望されています。経営形態は、米、麦、野菜です。令和7年3月にも山隈、本郷、春日で2反買入、借入希望と申請してありました。
- 15 番 平田秀樹委員 3番の上から3筆を合わせたら3反くらいになりますが。
- 事務局 辻 売りたい方のあっせん委員さんと借りたい方のあっせん委員さんがばらばらにならない方が良くと思いますので、お互い話し合っておいてもらえたらと思います。
- 3 番 棚町委員 令和7年3月のあっせん申出もいきているということでもいいですか。
- 事務局 辻 前回の取り下げはないです。規模拡大の意向なので、なかなか決まらないので再度、別の場所で申請されたのではと思います。
- 議長 柳 前回の申し出も含めると大刀洗校区と本郷校区ということになりますので、中山委員と平田秀樹委員にお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
それではこれで全ての議事の審議を終わります。